

## 【別紙2】詳細仕様

### ○タブレット端末

仕 様	
OS	i P a d 第 1 1 世 代 以 上 W i - F i + C e l l u l a r モ デ ル。世 代 の 混 在 は 認 め な い。
ストレージ	1 2 8 G B 以 上
メモリ	—
画面	1 0 ～ 1 4 イ ン チ、タ ッ チ パ ネ ル
無線	I E E E 8 0 2 . 1 1 a / b / g / n / a c 以 上
カメラ機能	イ ン カ メ ラ ・ ア ウ ト カ メ ラ
音声接続端子	マ イ ク ・ ヘ ッ ド フ ォ ン 端 子 を 1 つ 以 上 有 し て い る こ と (マ イ ク ・ ヘ ッ ド フ ォ ン 端 子 が コ ネ ク タ と 共 用 に な っ て い る 場 合 は 周 辺 機 器 等 で 対 応)。
外部接続端子	U S B 2 . 0 以 上 の 規 格 で あ っ て U S B T y p e - C P D (P o w e r D e l i v e r y) に 対 応 し た ポ ー ト を 1 つ 以 上 有 し て い る こ と。
バッテリー稼働時間	8 時 間 以 上
重さ	1 . 5 k g 程 度 を 越 え な い こ と (本 体 及 び ハ ー ド ウ ェ ア キ ー ボ ー ド)。
同梱物	U S B - C 充 電 ケ ー ブ ル、U S B - C 電 源 ア ダ プ タ
その他	<p>1 端 末 の 適 切 な セ キ ュ リ テ ィ 対 策 と し て 以 下 の 機 能 を 有 し て い る こ と。</p> <p>(1) マ ル ウ ェ ア か ら 端 末 を 保 護 す る 機 能</p> <p>(2) ス ト レ ー ジ に デ ー タ を 暗 号 化 し て 保 存 す る 機 能 (必 要 に 応 じ て 利 用 可 能 で あ れ ば よ い。)</p> <p>2 リ ー ス 終 了 後、最 低 1 2 箇 月 の 再 リ ー ス が 可 能 で あ る こ と。</p> <p>3 端 末 は 同 一 色 で 統 一 す る こ と。</p>

### ○LTE 通信回線

- ① 5 G / L T E 通 信 方 式 で 安 定 的 に 接 続 で き る も の と し、月 間 利 用 可 能 デ ー タ 容 量 は 以 下 の い ず れ か の 要 件 を 満 た す こ と。ま た、5 年 間、毎 月 定 額 の 契 約 と す る。な お、デ ー タ 容 量 が 超 過 し た 場 合 に、費 用 の 支 払 は 発 生 し な い も の と す る。
  - a 調 達 す る 全 て の 回 線 で デ ー タ 容 量 を 共 有 す る 場 合
    - 1 回 線 当 た り の 月 間 利 用 可 能 デ ー タ 容 量 を 2 G B 以 上 と す る。
  - b 各 回 線 個 別 に デ ー タ 容 量 を 設 定 す る 場 合
    - 1 回 線 当 た り の 月 間 利 用 可 能 デ ー タ 容 量 を 5 G B 以 上 (7 G B 以 上 が 望 ま し い。) と す る。
- ② 全 て の 回 線 に お い て テ ザ リ ン グ が 利 用 可 能 で あ り、利 用 す る こ と に よ る 追 加 費 用

が発生しないこと。

- ③ 本事業における端末初期設定（アプリインストール、OSアップデート等）に係るLTE通信については、月間利用可能データ容量に含めず、追加費用も発生しないこと。
- ④ LTE通信利用にかかる初期費用、月額利用料（データ通信料、ISP利用料、ユニバーサルサービス料等）について契約に含むこと。
- ⑤ 導入対象校において、通信回線が利用不能又は不安定である等、利用者の責によらない理由で授業やその他の教育活動に支障が生じる場合は、速やかに対処すること。
- ⑥ 児童生徒の自宅において通信状況が悪い箇所があり、当該利用者からの申告があった場合、通信事業者側の費用負担でレピーターを貸与すること。
- ⑦ 本市の担当者が、Webブラウザで毎月使用した回線毎のデータ通信量を確認できること。
- ⑧ 契約期間中に回線の状況不良が発生した場合に、調査及び改善策の提案が可能であること。
- ⑨ eSIMロック発生時には、速やかにPUK解除コードを確認し教示すること。  
eSIMで通信不具合が発生した場合は、速やかにeSIM情報の再発行を行うこと。
- ⑩ 光市内の全カバーエリアにおいて移動通信サービスを提供する電気通信事業を運営し、移動通信サービスに係る無線局を自ら開設、運用していること。

#### ○MDM（モバイルデバイス管理）

- ① ライセンス期間は60箇月であること。
- ② 学習用タブレット端末に対応すること。
- ③ クラウド型のサービスであること。
- ④ 遠隔でロック、データ消去、パスコードのリセットができること。
- ⑤ 端末の機能制御の設定が可能であること。
- ⑥ 端末のOSをアップデートできる機能があること。
- ⑦ 端末のOSアップデートを一定期間抑止する機能を有すること。
- ⑧ 遠隔でアプリ・プロファイルの新規配布・更新・削除・使用制限を行えること。
- ⑨ 利用開始後は、MDM管理者（教育委員会事務局）へのサポートを行うこと。

※本市が現在使用している「Jamf Pro」以外を提案する場合は、Jamf Proとの機能面の違い等を提案書及びプレゼンテーションで説明すること。

- ⑩ 端末操作によるアプリ・プロファイルの削除を防止することができること。

#### ○フィルタリング

- ① ライセンス期間は60箇月であること。

- ② 学習用タブレット端末に対応すること。
- ③ クラウド型のサービスであること。
- ④ ブラウザによるフィルタリングが可能であること。
- ⑤ 教員用、児童用、生徒用などグループ単位でフィルタリング設定が可能であること。
- ⑥ Web閲覧の利用時間の制限ができること。
- ⑦ Wi-Fi、LTEを問わず、同一のフィルタリングがなされること。
- ⑧ カテゴリ毎のデータベースを利用したアクセス制御ができること。

※本市が現在使用している「InterSafe Gateway Connection」以外を提案する場合は、InterSafe Gateway Connectionとの機能面の違い等を提案書及びプレゼンテーションで説明すること。

#### ○契約期間満了後の物品回収

- ① 契約期間の満了後は、本市の指示に従い、タブレット端末等を回収すること。なお、郵送用の端末等返却キットを各学校宛に配布する方法でもよい。
- ② 本市においてタブレット端末内のデータの完全消去を行った後で引き取ること。ただし、タブレット端末内のデータの完全消去が難しい場合は引き取り後に賃貸人がデータの完全消去又は物理的破壊を行い、完了後に報告書又は証明書を発行すること。
- ③ ②は、故障等の理由から、契約期間中に機器を交換する場合も同様の対応とすること。
- ④ 物品回収にかかる費用は全て賃貸人が負担すること。

#### ○導入支援

- ① 利用者向けマニュアル及び管理者向けマニュアルを作成すること。
- ② 管理者向けの説明会を教育委員会で1回以上実施すること。

#### ○キーボード一体型ケース

- ① 調達するタブレット端末に対応していること。
- ② USB Type-Cポートで充電可能であること。
- ③ オーディオステレオミニジャックを搭載していること。
- ④ 提案するペンが収納可能であること。
- ⑤ ケースにスタンド機能を搭載すること。

#### ○タッチペン

- ① 調達するタブレット端末に対応していること。
- ② 調達するケースに収納できること。

- ③ ペンの先端は導電性繊維であること。
- ④ バッテリー非搭載かつ電池不使用であること。

#### ○初期設定

- ・ ADEリセラーIDの登録及び端末とApple School Managerとの紐づけ
  - ・ MDM及びフィルタリングの端末登録
  - ・ OSアップデート
  - ・ iPadへのApple Accountログイン
  - ・ MDMプロファイルインストール
  - ・ Self Serviceアプリの管理配布
  - ・ 指定アプリ及びショートカットの管理配布（10個程度）
  - ・ 構成プロファイルのインストール
  - ・ フィルタリングソフトの起動
  - ・ 管理ラベルシール貼付
  - ・ シリアル情報提供
  - ・ キーボード一体型ケース及びタッチペンの装着
- ※上記の対応は初期導入時のみ必要であり、運用開始後の故障等による交換端末については、初期設定は不要です。

#### ○端末の保守

- ① ハードウェアにはセンドバック保守が設けられていること。また、納入後1年間は自然故障等に無償で対応可能であること。
- ② 賃貸人は、本市からの故障・破損時に係る修理受付サービスを納入後5年以上設けること。なお、端末の修理又は交換までの標準的な対応期間は1箇月程度とする。
- ③ ①及び②を含めた保守・保証サービスについて、任意提案があれば行うこと。
- ④ 交換機のキッティングは本契約に含めない。